

# 特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は公園等建設工事（所沢航空発祥記念館詳細設計業務委託）に関して適用するものとし、特に定めのない事項については、埼玉県土木設計業務共通仕様書および埼玉県建築設計業務委託共通仕様書等によらなければならない。実施に当たっては関係する法令や条例及び規則等を遵守する。現場状況等により、変更が生じたときは監督員に協議を申し出、承諾を得てから実施する。この仕様書に疑義を生じたときは、監督員の指示に従う。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の業務に適用する。

- (1) 業務委託名：公園等建設工事（所沢航空発祥記念館詳細設計業務委託）
- (2) 委託箇所：所沢航空発祥記念館／所沢市並木一丁目地内

(業務委託の目的)

第3条 所沢航空発祥記念館について、「所沢航空発祥記念館展示基本構想策定業務委託」および「所沢航空発祥記念館基本設計業務委託」を基に詳細設計を実施する。本業務では、展示リニューアルに必要な各種検討、設計等を行い、今後発注する展示制作に必要な設計図面・資料を作成することを目的とする。

(業務委託の内容)

第4条 この業務委託の内容は、次のとおりとする。

契約期間の間、所沢航空記念公園内の所沢航空発祥記念館の展示リニューアルについての詳細設計を行う業務とする。詳細設計にあたっては、「所沢航空発祥記念館展示基本構想策定業務委託」および「所沢航空発祥記念館基本設計業務委託」を基に下記の項目を作成するものとする

- (1) 基本的な考え方の確認、整理

現施設の課題等を踏まえ、コンセプト、展示ストーリー、展示内容、テーマ、手法等の確認を行い、施設整備の指針の整合調整と整理を行う

- (2) 展示資料調査

既存展示、類似施設・展示調査を基に、展示テーマ、アイテムごとの資料調査を行う

- (3) 展示手法検討

類似施設・展示調査を参考とした、展示アイテムごとの製作コストを勘案した手法の検討を行う

- (4) イメージスケッチの作成

ゾーンあるいはコーナー構成イメージ及び主要展示のイメージスケッチの作成

- (5) 建築調整

既存（旧）展示の撤去・廃棄方法及びコスト、ならびに建物・設備（電気含む）側への与件の整理と調整

(6) 設計図書の作成（展示リニューアルに必要となる図面）

- ・基本図面（平面、展開）
- ・什器、造作図
- ・展示装置の図面
- ・複製品（レプリカ等）図面
- ・サイングラフィック計画
- ・映像、情報コンテンツ
- ・映像、音響機器設備図
- ・展示資料に関する演示具の図面
- ・展示に関する電源、照明計画
- ・展示構成リスト

(7) 展示製作積算資料の作成

展示リニューアルに係る積算資料の作成

(8) 展示整備詳細工程の作成

展示リニューアルに係る詳細工程案の作成

(9) 成果品作成

上記業務において、収集、作成した資料をとりまとめ、確認すること。

(成果品)

第5条 業務の本業務の成果品については以下のとおりとする。

- (1) 報告書（簡易加除式ファイル、A4縦型）2部
- (2) 図面一式
- (3) 電子媒体（CD-R）2部（「埼玉県電子納品ガイドライン」に基づき作成）
- (4) 打ち合せ記録簿 1式
- (5) その他監督員が必要と認めたもの

(打合せ)

第6条 業務委託に関する打合せは、業務着手時、中間時3回、成果品納入時の計5回行うことを想定しているが、業務を円滑に進めるため、その他必要に応じて行うものとする。なお、受注者は毎回打合せ記録簿を作成して内容の確認を行うものとする。

(貸与資料)

第7条 業務委託の実施にあたり発注者保有の資料を使用する必要がある。貸与にあたり借用書を提出の上、これを認める。なお、紛失を防ぐため貸出期間は発注者が指定する。

(その他)

第8条 業務委託の実施期間中、業務にかかる疑義が生じた場合は、直ちに監督員に報告し協議の上実施するものとする。